

知的財産関係訴訟に関する民事訴訟法の見直しについて

- 法制審議会における主な検討項目 -

法 務 省

第1 専門委員制度の創設

各種専門領域における専門家が、専門委員として、その分野の専門技術的見地から、裁判の全部又は一部に関与し、裁判官をサポートする制度（専門委員制度）を創設する。

第2 知的財産関係訴訟事件の管轄の特例

1 特許権等関係訴訟事件の第1審の専属管轄化

特許権、実用新案権等に関する訴訟事件の第1審は、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の管轄に専属するものとする。

2 特許権等関係訴訟事件の控訴審の管轄

高等裁判所の専門的処理体制の強化を図るため、特許権、実用新案権等に関する訴訟の控訴事件を東京高等裁判所に集中させることとする。

3 意匠権等に関する訴えの管轄

意匠権、商標権、著作権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争防止法に関する訴えについては、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にもそれぞれ管轄を認めるものとする。